調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（案）について
（概要）

令和６年 12 月
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境経済室

１．改正の背景

○　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）第 26 条第１項に基づく報告に関し、調整後温室効果ガス排出量の報告については、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号。以下「報告命令」という。）第１条第４号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成 22 年経済産業省・環境省告示第４号）に規定している。

○　今般、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 56 号。以下「改正法」という。）により温対法が改正され、JCM の実施体制を強化するための規定が整備された。

○　これを踏まえ、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法について所要の改正を行う。

２．改正案の概要

○　JCM の実施体制を強化するための規定が温対法に位置付けられたことを踏まえ、JCM クレジットの発行に係る用語の整理等を行い、排出量調整無効化の定義を、海外認証排出削減量にあっては無効化（令和２月 12 月 31 日以前に行われた国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であって、改正法附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものにあっては、取消し）を行うこととする。【第２第１項第１号】

○　その他所要の改正を行う。【第２第２項第１号及び第２号】

３．根拠条項

○　報告命令第１条第４号

４．今後の予定

○　告 示 日：令和７年３月（予定）

○　適用期日：令和７年４月１日（予定）

以上